

付 議 第 7 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成26年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の須崎市の項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地等学校等として指定している学校の廃校に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

2 施行期日

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

へき地等学校等を指定する規則

(平成16年3月20日教育委員会規則第2号)

別表第2(第3条関係)

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
高知市	略	略
宿毛市	略	略

へき地等学校等を指定する規則

(平成16年3月20日教育委員会規則第2号)

別表第2(第3条関係)

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
高知市	略	略
須崎市	浦ノ内小学校	平成22年4月1日
宿毛市	略	略

須学教発第 182 号
平成 26 年 3 月 12 日

高知県教育委員会 様



公立学校の廃校届

平成 26 年 3 月 31 日をもって、下記のとおり公立の小学校を廃校といたしますので、お届けいたします。

記

1. 廃校する学校名
須崎市立浦ノ内小学校
須崎市立横浪小学校
2. 廃校する理由
浦ノ内地区は、1 保育園、2 小学校、1 中学校で子どもの育ちを地域ぐるみで実践してきたが、小学校が 2 校ということで子どもの育ちに弊害があるということから、教育効果を向上させるために、両校を平成 26 年 3 月 31 日に廃校し、新しく統合した公立浦ノ内小学校を平成 26 年 4 月 1 日から開校することとした。
3. 児童の措置
児童は、統合した須崎市立浦ノ内小学校に就学することとし、その通学については、地元との合意により須崎市が委託する通学バス等により通学する。

へき地手当等について

1 概要

(1) へき地手当

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校等に勤務する職員に対して支給される手当（公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 15 条）

(2) へき地手当に準ずる手当

へき地等学校等（へき地（1～5級）、準ずる地、特別の地域にある、小学校、中学校、協同調理場）の存する地域の中学校区の範囲内に住居移転した場合に支給される手当（給与条例第 15 条の 2）

2 へき地手当の額

(1) へき地手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×支給割合

【支給割合】	準ずる学校	1%
	1 級地	3%
	2 級地	5%
	3 級地	7%
	4 級地	14%
	5 級地	18%

(2) へき地手当に準ずる手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×4%（異動から 5 年間）

（給料の月額＋扶養手当の月額）×2%（6 年目）

3 へき地の級地

(1) 基準点数と (2) 付加点数（調整点数）との合計点数に応じて決定される。

(1) 基準点数 → へき地条件の程度を測定。

【例】最寄りの駅、病院、郵便局等までの距離を点数化。遠距離ほど高得点。

(2) 付加点数 → 基準点数の算定方法では、捕捉し難い特別のへき地条件を測定。

【例】自然条件、遠距離通学の児童・生徒の通学距離、勤務する教職員数等を点数化。